

日本老年社会科学会企画・広報委員会規程

- 第1条 日本老年社会科学会は、企画・広報委員会（以下「本委員会」という）をおく。
- 第2条 本委員会は次の業務を行う。
- (1) 日本老年社会科学会ホームページの運用
 - (2) 講演会・シンポジウム等の企画・運営
 - (3) 学術集会の企画・運営の補佐
 - (4) 日本老年社会科学会理事長の諮問事項に関する審議と答申
 - (5) その他日本老年社会科学会の企画・広報にかかわる事項
- 第3条 本委員会は、委員長1名と委員若干名により構成する。
- 2 委員長は、日本老年社会科学会会則第13条の常任理事をもって充てるものとする。
 - 3 委員長は理事会の推薦に基づき、理事長がこれを委嘱する。
 - 4 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長がこれを委嘱する。
- 第4条 委員長および委員の任期は4年とし、重任を妨げない。
- 第5条 委員長は委員会を主催し、第2条にかかげる本委員会の業務を統括する。
- 第6条 日本老年社会科学会ホームページの運用にかかわる規則、その他必要な規則は、本委員会により別途定めるものとする。
- 第7条 委員長は年2回以上委員会を招集しなければならない。
- 附則 この規定は2001年6月13日より施行する。
- 2 この規定の改訂は日本老年社会科学会理事会の議を経て行うものとする。